

## 市第36号議案

### 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更 の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について  
次のように認可する。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成17  
年3月24日議決）の一部を次のように変更する。

第20項を第22項とし、第9項から第19項までを2項ずつ繰り下げ  
、第8項の次に次の2項を加える。

#### 9 受講料

(1) エクステンション講座その他の生涯学習講座 1回当たり  
2,800円

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する特別  
の課程その他これに類するもの 1課程 535,800円。ただし  
、1課程が複数年度にわたる場合は、1年度当たり535,800円

10 前項第2号の特別の課程その他これに類するものに係る受講者  
選考料 9,800円

#### 提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について  
認可したいので、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により提  
案する。

**参 考**

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可

(抜粋)

(上段 変更案)  
(下段 現 行)

9 受講料

(1) エクステンション講座その他の生涯学習講座 1回当たり

2,800円

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する特別

の課程その他これに類するもの 1課程 535,800円。ただし、

1課程が複数年度にわたる場合は、1年度当たり535,800円

10 前項第2号の特別の課程その他これに類するものに係る受講者

選考料 9,800円

11 (本文省略)  
9

12 (本文省略)  
10

13 (本文省略)  
11

14 (本文省略)  
12

15 (本文省略)  
13

16 (本文省略)  
14

17 (本文省略)  
15

18 (本文省略)  
16

19 (本文省略)  
17

20 (本文省略)  
18

21 (本文省略)  
19

22 (本文省略)  
20

地方独立行政法人法（抜粋）

（料金）

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。